



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 215号 2010.12.10 発行 社会政策研究所

=====

成年後見制度の改善求め厚労相らに提言 日本社会福祉士会

キャリアブレイン 2010年12月09日

日本社会福祉士会（山村睦会長）はこのほど、認知症の人や知的障害者らの身上監護をしたり、財産の管理を本人に代わって行ったりする成年後見制度とその運用の改善を求める提言を細川律夫厚生労働相に手渡した。同会の担当者は、「高齢者・障害者の権利を擁護する同制度は、（管轄する法務省だけでなく）厚労省にもまたがる分野だ」と話している。今年11月には柳田稔法相（当時）にも同様の提言を渡している。

同会は提言で、厚労省の成年後見制度利用支援事業が任意事業に位置付けられているため、成年後見制度の申し立て手続き費用などに対する助成の在り方に地域格差があるとして、必須事業化を求めている。その上で、地域の実態を調査し、助成経費の予算化に取り組むことを提言している。

また現在、被成年後見人への医療行為について成年後見人による同意が認められていないにもかかわらず、成年後見人が判断を求められるケースが多いと指摘。予防接種など同意の判断が軽微な医療行為については、成年後見人に権限を認めることが望ましいとしている。また、判断が困難な手術への同意などに関しては、複数の医師や第三者で構成するなどの専門性と客観性が担保された第三者機関に成年後見人が相談して判断を求められる仕組みが必要と訴えている。

このほか、被成年後見人になると選挙権などを失うことの是正 低所得者のために生活保護制度で行う「後見扶助」の創設 家庭裁判所が決定する成年後見人の報酬額に対する根拠の明確化 など11項目を提言している。

成年後見センター開所 高齢者、障害者の権利守る 福岡市

西日本新聞 2010年12月10日

高齢者や知的・精神障害者の権利を守り、住み慣れた地域での生活を支援するために、一般社団法人・福岡成年後見センター「あさひ」（福岡市中央区薬院、代表理事・宇治野みさ系弁護士）が業務を始めた。平日の午前9時から午後5時まで無料相談（事前予約制）に応じる。

成年後見制度は2000年4月にスタート。認知症になった高齢者や知的・精神障害者など判断能力が不十分な人の権利を守るために、援助者が選任されて法的な支援をする仕組み。本人に代わって財産管理をしたり、生活、医療などの手続きを行ったりして、安心した地域生活を送れるようにする。同センターによると、全国の認知症の高齢者数は約200万人で、知的・精神障害も加えると、判断に何らかの支援が必要とされる人は約500万人とされるが、必要な人の多くは利用できていないという。

「あさひ」は、同制度や、高齢者、障害者支援に携わっている弁護士、医師、精神保健福祉士、社会福祉士、税理士などさまざまな分野の専門家が11月に設立。受け付けた依頼について、弁護士と専門家がペアになって対応する。環境が整わず精神科に入院するし

かない精神障害者の地域生活への移行や、知的障害者の保護者の研修会などの啓発活動、成年後見活動を担う専門家の養成などを行う方針。

相談の予約や問い合わせは「あさひ」= 092(725)1821。

共生、障害は関係なく 県づくり条例案が可決

岩手日報 2010年12月09日

県内の障害者団体が長年訴えてきた「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる県づくり条例」案が8日、県議会12月定例会最終本会議で全会一致で可決された。障害者らが制定を求め、県議会に請願を提出してから3年。障害の有無に関わらず互いに理解し合い、地域で暮らす社会へ向けた大きな一歩に、関係者は期待を寄せる。

同様の条例は東北初、全国では3番目で、来年7月1日に施行される。

条例は 障害についての理解促進 障害者への虐待禁止 差別など不利益な取り扱いの解消 - を目指し、その理念や県の責務、県民の役割などを定めている。県は相談体制を整備し、専門職員の育成に努めるなど理念に基づいた施策の展開が求められる。

傍聴席で可決の瞬間を見守った約10人の障害者団体関係者は大きくうなずき、長年待ち望んだ瞬間をかみしめた。県ろうあ協会の高橋幸子会長は「やっとこの瞬間を迎えられた」と喜びに浸った。

県内の障害者らで組織する「障がい者への差別をなくすための県条例の制定を進める会」(代表・大信田康統もりおか障害者自立支援プラザ所長)は2007年11月、条例制定を求め県議会に請願を提出。県議会は10年3月、超党派の研究会を設置し議論を重ね、12月定例会に議員発議で条例案を提案した。

大信田代表は「きょうから新しい岩手の福祉が始まる。障害者同士が理解を深めていくことも必要で、障害者が地域で暮らすことが当たり前となるような環境を共につくっていききたい」と力を込めた。

達増知事は8日の定例記者会見で「条例の趣旨に従って取り組みを進める。大変いい条例ができたので、大切にしていきたい」と述べた。

障害者条例、政争の具にしないで 県会自民と民主に要望

中日新聞 2010年12月10日

障害者差別の解消を目指す条例づくりをそれぞれ進める県議会の自民、民主両会派に、「県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会」(愛障協)などは9日、障害者問題を「政争の具」とせず、障害者や家族の意見を反映させた条例を求める要望書を提出した。

条例づくりをめぐるのは、民主が3年前から「障害者差別禁止条例」の検討を始め、障害者や法曹、経済団体への意見聴取や公聴会を開催。国連の障害者権利条約に沿った「障害者差別の定義」や、差別問題が起きた際に助言やあっせんをする「権利委員会」の設置を明示する踏み込んだ形の条例案をまとめた。

民主は自民、公明を含む超党派による条例制定を目指し、11月定例会県議会での提出を準備。しかし、内容をめぐって折り合いがつかず、自民が対案となる「障がい者施策推進条例」を提示した。

自民案は、国が、差別の定義などを盛り込む障害者基本法の改正作業を進めている状況を踏まえ、差別の定義や差別問題が生じた際の具体的な救済措置には触れない内容。「法整備がなければ、問題が起きたときに混乱する。理念条例を先行させ、現行の県の施策を充実させながら、付け加えていくべきだ」と説明する。

条例の扱いは、各会派が集まる検討委員会で協議しているが、今のところ16日の定例会県議会最終日に自民、民主がそれぞれの案を提出する見通し。過半数を占める自民案が可決される可能性が高い。

9日は愛障協のほか、県重度障害者団体連絡協議会のメンバーらが県議事堂を訪れ「拙速に進めず、一致点を見いだしてほしい」と要望。特に自民案に対し、差別の定義や差別を解決する仕組みを盛り込むことを求めた。（岩崎健太郎）

障がい者条例：来年2月県議会での提案延期 知事「周知図り施行目指す」 / 熊本

毎日新聞 2010年12月09日

県が制定の準備を進めている「障がい者への差別をなくす条例」について、蒲島郁夫知事は8日、当初予定していた来年2月県議会での提案を、6月議会に延期することを明らかにした。施行予定は12年4月で変更しない。溝口幸治議員（自民）の質問に答えた。

条例は、行政や障害者団体などでつくる検討委が9カ月にわたり内容を吟味。障害の定義を、医学的な診断だけでなく「日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態」と社会的にもとらえるなど、他県にもない新しい考え方を入れた。11月に検討委の素案が完成し、年内に意見公募を始める予定だった。

しかし素案作成後の事業者向け説明会で「条例の内容を具体例で示してほしい」「どこに相談すればいいのか」など疑問や不安を訴える意見が続出した。12月には、経済団体から条例や運用の周知を求める要望書も提出されたことなどから、条例成立前の周知期間を設けるため、提案を遅らせることにした。

蒲島知事は答弁で「丁寧な説明をし意見を聴いた上で提案することが大切で、十分周知を図って施行を目指す」と述べた。

年明けから県内の地域振興局や市町村、事業者向けの説明会をさらに開き、意見公募は2月に実施する。県障がい者支援対策総室は「検討委の決定は重く、内容の後退は考えていない」としている。

提案が来年6月議会に先送りされたことについて、「条例をつくる会」メンバーで条例検討委員の日隈辰彦さんは「非常に残念。4月の県議選後で、これまで熱心に勉強してくださった厚生常任委員が変わってしまうのも成立に向けて不安な点だ。障害の定義など全国的にも画期的な内容は後退させてほしくない」と話した。その上で「つくる会でも事業者の皆さんが言う『差別の具体例の分かりにくさ』などを解消するため、広報をしていきたい」と述べた。【結城かほる、大塚拓三】

医療的ケア、合同研修 障害者への支援の輪を広げよう 大阪

産経新聞 2010年12月9日

■生野の10福祉事業所スタッフら80人

地域で暮らす重度障害のある人たちへの支援を広げようと、大阪市生野区にある10カ所の福祉事業所が、医療的ケアを学ぶ合同研修に取り組んでいる。現行法では、医療的ケアを行うのは医師や家族らに限られているが、在宅医療の増加とともに、障害者の日常生活にかかわる介護関係者も知識として理解する必要があり、研修を企画したという。

研修を行っているのは、同区の自立支援センター・エポック。同区で暮らしていた重度障害者が、介護中の事故で意識障害になったことがきっかけ。退院後も地域で暮らせるよう、在宅生活を支えるスタッフ研修を計画。他の福祉事業所にも呼びかけたところ、約80人が集まった。

研修は「呼吸」「緊急時対応」など8つのテーマで9月から開始、来年11月まで行う。

先月開かれた第2回のテーマは「医療的ケアの基礎知識と実習」。脊髄性筋萎縮症により、生後6カ月から人工呼吸器を使用しながら府立高校を卒業した折田涼さん（21）が日常生活を話したほか、看護師の大竹奈緒子さんが「医療的ケアは医業ですが、食べ物を口からとれないから経管栄養をするといった、生きるために必要な生活支援でもある」と強調。吸引シミュレーターの人形を使い、気管切開部からチューブを通してたんを吸引するコツ

などを実習した。

エポックの下村有吾さん(36)は「医療的ケアへの関心の高さを感じています。研修が、地域でだれもが暮らしていけるための窓口になれば…」と話す。

「終わりが見えない」「役に立っているのか」・・・ 心病む新人介護職 電話相談や心理士と面談実施

読売新聞 2010年12月9日

高齢者や障害者を介護する県内の福祉施設で、職員がうつ状態になるなど心の健康が問題となっている。就職難で福祉現場に飛び込んだ新人が厳しい職場環境に戸惑ったり、若手職員が認知症の施設利用者と意思疎通が図れず悩んだりしているという。職員の心の健康は、利用者にも影響を及ぼしかねず、職員へのカウンセリングなど独自の対策を始めた施設もある。(黒田聡子)

デイサービスや訪問看護ステーションなどを行っている「川崎祐宣記念総合在宅支援センター」(岡山市北区祇園)では、リーマン・ショック後の不況で、製造業などを離職した新人職員を多く採用したが、7人が相次いで辞職した。「対人援助が苦手」といった理由が多く、採用後3か月で辞めた職員もいたという。

同センターの神宝誠子所長は「介護保険制度が変わる度に事務手続きが煩雑化し、残業を強いられる。認知症患者やターミナル(終末期)ケアへの対応も増え、終わりが見えないしんどさがある」と、新人にとって厳しい労働環境を訴える。

こうした状況を踏まえ、神宝所長が会長を務める県介護福祉士会は毎週第1水曜に職員らの悩みを聞く「介護電話相談」(午前10時～午後3時、086・225・8341)を実施。「上司と意見が対立する」「利用者に対処できていない」など毎回4、5件の悩みが寄せられている。

相談が1時間を超す場合もあるといい、同会の草加昭子事務局長は「一人で悩みを抱え込んでいる。すべてを一人でカバーしようとせず、できる範囲で対応すれば良いという気持ちを持ってほしい」と助言する。

倉敷市玉島陶、特別養護老人ホーム「グリーンピア瀬戸内」(職員約85人)では、臨床心理士を招いた個人面談を実施している。現在、隔月で2人ずつ希望者が面談を受けている。

臨床心理士の本多公子さんは「自分の仕事ぶりが利用者のためになっているのかと悩む人が多い。同僚に相談しても返ってくる言葉が『評価』に聞こえ、自信をなくしてしまう。あなたの方法で良いということ伝えてる」という。

面談を受けたある職員は「人間関係が大切な仕事なのに、利用者にも同僚にも、その日の感情で対応してしまいそうになる。面談をきっかけに、ストレスがたまっている自分に気づき、いい予防になった」と話す。

倉敷市内の約250事業所が加入する「市介護保険事業者等連絡協議会」も、心療内科の医師や臨床心理士らを講師に、各事業所の職員向けの研修を年1回行っている。事務局を務める倉敷市介護保険課の池田康幸主事は「介護サービスを受ける高齢者が孤立し、自殺に至るケースも増えている。職員に心の余裕がなければ、利用者の変化に気づけない」と話している。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック

